

京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域における間伐等森林整備の推進と、そのために不可欠な路網の整備、木材の流通・加工、需要拡大等の取組の支援を通じて、京都の豊かな森林を守り育て、地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

第2章 業務

(業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、京都府が造成した「地球温暖化対策等推進基金」及び国から交付を受けた「森林整備加速化・林業再生交付金」（以下「基金等」という。）を活用して実施する事業（以下「基金事業等」という。）について、京都府の関係機関と連携して府全体に関する年度毎の事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、知事に提出するほか、必要に応じて次の業務を行う。

- (1) 基金事業等実施のための調査に関すること。
- (2) 間伐・路網整備等の計画の調整及び基金事業等の実施に向けた関係者の同意取付等の調整に関すること。
- (3) 地域材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成及び地域材の安定的・効率的な供給体制の整備や需要の開拓に必要な調整・調査・普及・研修等の取組
- (4) 原木の安定的な需要に必要な調査・分析、コーディネート及び需要開拓調査
- (5) 基金事業等の進捗状況、達成状況等の把握に関すること。
- (6) その他基金事業等の実施に当たって必要なこと。

第3章 組織

(委員)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する市町村、森林組合等の林業事業者、木材流通加工業者等の代表者及び学識経験者で構成するものとし、委員は別表のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員をおくことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、委員の中から選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときははその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 会計を監査すること。

(2) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は、基金事業等終了までの期間とする。

第4章 会議

(総会)

第8条 協議会の総会は、毎年最低1回開催する。

2 総会は、必要の都度会長が招集する。

3 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決事項)

第9条 総会では次の事項を議決する。

(1) この規約の変更に関すること。

(2) 第3条に規定する業務に係る事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算に関すること。

2 事業計画の作成に当たっては、原則として第15条に規定する部会の意見を予め聞くものとする。

(構成)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会は、必要があると認めるときは、第17条第2項に規定する部会長、京都府職員、その他委員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数)

第11条 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第12条 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第13条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は委任状による者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。（様式1号）

第5章 会 員

（協議会への入会）

第14条 協議会に入会又は退会しようとする者は、入会又は退会申込書を第17条第2項に規定する部会長に提出しなければならない。

ただし、基金事業等の事業主体にあっては、特別な事由がない限り、基金事業等の期間内は加入するものとする。（様式2、3号）

第6章 部 会

（部会の設置）

第15条 協議会には、必要に応じて部会をおくことができる。

（部会の業務）

第16条 部会は、基金事業等に係る年度毎の事業計画（以下「事業計画」という。）の作成、そのために必要な審査、調整その他必要な事項を協議し、会長に報告する。

（部会の組織）

第17条 部会は、基金事業等を実施しようとする事業主体等を会員とする。

（1） 部会は、第14条に定める書面の提出があったときに、入会又は退会したものとし、部会長は、当該書面の写しを添えて、その旨を会長に報告しなければならない。

（2） 会長は、前号の報告があった場合は、直ちに会員名簿に登録するものとする。

（様式4号、5号）

2 部会長は、会長が指名した者をもって充てる。

3 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

（経費）

第18条 協議会の資産は、次により構成する。

（1） 基金事業等補助金

（2） その他

（会計）

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定に関わらず、平成21年度における会計年度は、協議会設立の日から平成22年3月31日までとする。

3 その他協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第20条 協議会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が事業計画書、収支予算書等として作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第21条 協議会の事業報告及び決算に関する書類は、会長が事業報告書、収支決算書等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第8章 解散

(解散)

第22条 協議会は、第2条に掲げる目的が達成されたとき、総会の議決により解散するものとする。

- 2 協議会の解散後における必要な事務処理については、次条に規定する事務局を担当した団体が引き継ぐものとする。
- 3 前項の団体は、第19条に規定する書類、帳簿、証拠物等を継承し、基金事業等終了後の翌年度から起算して5年間整備保管する。

第9章 事務局

(事務局)

第23条 協議会の事務を処理するため、事務局を京都府森林組合連合会（京都市中京区西ノ京樋ノ口町123）に置く。

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月6日から変更する。

(別表)

京都府森林組合連合会	(川上代表)
京都府林業振興会	(川上代表)
(一般社団法人) 京都府木材組合連合会	(川下代表)
京都府産木材認証制度運営協議会	(川下代表)
(公益社団法人) 京都モデルフォレスト協会	(府民参画代表)
学識経験者	

(様式1号)

委 任 状

平成 年 月 日

京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会会長 様

(委 任 者)

事業所・営業所等の所在地

(フ リ ガ ナ)

商 号 又 は 名 称

(フ リ ガ ナ)

代 表 者 役 職 氏 名

印

私は、次の者を代理人と定め、平成 年度 総会に関し、下記の権限を委任します。

(受 任 者 (代 理 人))

事業所・営業所等の所在地

(フ リ ガ ナ)

商 号 又 は 名 称

(フ リ ガ ナ)

代 表 者 役 職 氏 名

印

記

- 1 規約の変更に関する一切の件
- 2 基金事業等に係る事業計画及び事業報告に関する一切の件
- 3 協議会に係る収支予算及び収支決算に関する一切の件

(様式2号)

京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会(〇〇部会)入会申込書

平成 年 月 日

京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会会長 様

間伐等森林整備の推進、路網の整備、木材の流通・加工、需要拡大等の取組の支援を通じて、京都の豊かな森林を守り育て、地球温暖化防止に貢献する京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会の目的に賛同し、入会を申し込みます。

- 1 事業所又は営業所の所在地 〒 _____
(1) 電話番号: _____
(2) ファックシミリ番号: _____
- 2 商号又は名称 _____
- 3 代表者役職氏名 _____
- 4 業 種 内 容 造林・素材生産・製材・流通・その他()
- 5 法 人 形 態 株式会社・その他会社(会社)・森林組合・
協同組合・その他()
- 6 部 会 _____
- 7 担当者役職氏名 _____

注1) 業種内容については、該当する業種内容を○で囲んでください。また、業種内容が複数にわたる場合は、該当する項目をすべて○で囲んでいただきます。

2) 法人形態については、該当する法人形態を○で囲んでください。

(様式3号)

京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会(〇〇部会)退会申込書

平成 年 月 日

京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会会長 様

京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会の退会を申し込みます。

- 1 事業所又は営業所の所在地 千

(1) 電話番号: _____
(2) ファックシミリ番号: _____
- 2 商号又は名称 _____
- 3 代表者役職氏名 _____
- 4 業 種 内 容 造林・素材生産・製材・流通・その他()
- 5 法 人 形 態 株式会社・その他会社(会社)・森林組合・
協同組合・その他()
- 6 地 区 部 会 _____
- 7 担 当 者 役 職 氏 名 _____

注1) 業種内容については、該当する業種内容を○で囲んでください。また、業種内容が複数にわたる場合は、該当する項目をすべて○で囲んでいただきます。

2) 法人形態については、該当する法人形態を○で囲んでください。

(様式4号)

京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会委員名簿

区分	団体名	代表者役職氏名等	入会年月日	備考
協議 会 委員			21年 月 日	
			21年 月 日	
			21年 月 日	
			21年 月 日	
			21年 月 日	
			21年 月 日	

(様式5号)

京都府地球温暖化対策等推進基金事業等地域協議会会員名簿

区分	団体名	代表者役職氏名等	入会年月日	備考
〇〇部 会 会 員				
〇〇部 会 会 員				